（通知する審判の内容等・法第二百八十三条の二）

第百三十五条　法第二百八十三条の二の規定による通知をする法第二百七十七条第一項の審判の内容は、次に掲げるものとする。

一　主文

二　子が嫡出であることが否認された父の氏名

三　子の氏名及び生年月日

２　前項に規定する通知をする場合において、裁判所書記官は、同項の審判が確定した日を通知するものとする。

附　則

（施行期日）

この規則は、民法等の一部を改正する法律（令和四年法律第百二号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

省　令

○法務省令第四十六号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月二十二日

法務大臣　小泉　龍司

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（更生保護施設において宿泊場所を供与して行う措置の委託） **第二条**　更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第四十五条の認可を受けて宿泊型保護事業を営む者（以下「認可事業者」という。）に対し、更生保護施設（同法第二条第七項に規定する更生保護施設をいう。以下同じ。）において宿泊場所を供与して行う措置を委託する場合における費用の支弁については、次条から第九条までに定めるところによる。	（更生保護施設において宿泊場所を供与して行う措置の委託） **第二条**　更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第四十五条の認可を受けて継続保護事業を営む者（以下「認可事業者」という。）に対し、更生保護施設（同法第二条第七項に規定する更生保護施設をいう。以下同じ。）において宿泊場所を供与して行う措置を委託する場合における費用の支弁については、次条から第九条までに定めるところによる。

附　則

この省令は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年十二月一日）から施行する。

○厚生労働省令第百四十二号

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百五十三条の二第三項の規定に基づき、地方年金記録訂正審議会規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月二十二日

厚生労働大臣　武見　敬三

地方年金記録訂正審議会規則の一部を改正する省令

地方年金記録訂正審議会規則（平成二十七年厚生労働省令第八十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（委員の任期等） **第四条**　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ２～５　（略）	（委員の任期等） **第四条**　委員の任期は、二年とし、一年ごとに、その半数を任命する。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ２～５　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。